

「いわぬま地元応援割増商品券」（令和8年度実施分）取扱事業者 登録申込書兼誓約書

令和 8 年 月 日

岩沼市長 佐藤 淳一 殿

当該事業への参加にあたり「いわぬま地元応援割増商品券販売事業（令和8年度実施分）実施要領」に規定する内容を遵守することを誓約し、登録を申し込みます。

① 事業者基本情報（複数店舗の登録を申し込む場合は、店舗毎にお申し込みください。）

申込事業者名			
フリガナ 役職・代表者名	様		
所在地（住所）	〒 -		
所在地等が岩沼市外の場合は □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 「岩沼市商工会」の会員事業者 <input type="checkbox"/> 「岩沼市観光物産協会」の会員事業者		
参加要件確認	<input type="checkbox"/> 登録する取扱店舗等の売場面積の合計が1,000㎡以上である（売場面積 ㎡）		全店共通券 のみ対象
	<input type="checkbox"/> 資本金が2,000万円以上である（資本金 万円）		地元応援券 全店共通券 のいずれも対象
	<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない 取扱事業者登録要件をご確認ください。		
電話番号	- -	FAX番号	- -
メールアドレス			

② 取扱事業者一覧への掲載情報（記載がない場合は、①事業者基本情報を使用します）

（フリガナ）			
店舗等名			
所在地・住所			

③ 換金振込口座情報

取扱金融機関		金融機関名 か		銀行コード	
取扱支店名		支店名か		支店コード	
預金の種類		口座番号			
口座名義					

必ず裏面もご確認ください。

《確認事項》

(1) 商品券の対象とならないもの

- ①切手、商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- ②土地、家屋購入、家賃・地代など不動産に係るもの
- ③たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ④保険診療の対象となる医療費や介護保険の対象となるサービス費
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑦国税又は地方税、使用料その他公租公課 ⑧その他、市が商品券の利用対象として認めないもの

(2) その他商品券に関する留意事項

- ①商品券は、取扱事業者において商品券の利用期間内に限り利用可能とする。
- ②商品券 購入後の払い戻しはしない。
- ③現金との引き換えはできない。
- ④つり銭は支払わない。500円未満の商品購入時も利用可能。
- ⑤複製されたものは無効とする。
- ⑥市は、商品券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して、一切の責任を負わない。

(3) 本事業に登録できない事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(4) 商品券の取り扱いに当たっての遵守事項

- ①取扱店の証明となる店頭表示物（ポスター等）を掲示すること。また、店頭表示物を事業終了まで廃棄せず、丁寧に扱うこと。
- ②店舗内全従業員に、キャンペーン内容の周知と情報共有をはかること。
- ③原材料、機器類、仕入れ商品等の購入のほか、事業活動に伴って生じる支払いに、商品券を利用しないこと。
- ④商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに事務局もしくは岩沼市に連絡すること。
- ⑤商品券を受け取った際は、裏面の指定欄に店名を記入またはゴム印等で押印すること。
- ⑥換金申込は、必ず、指定された換金期間中に行うこと。期間を過ぎてからの換金申込は行わないこと。又、使用済みの商品券を換金せずに、他の取扱事業者で使用しないこと。
- ⑦商品券利用期間中は、必ず、商品券の取り扱いを継続し、事務局もしくは岩沼市から特段の要請がない限り、勝手に取り扱いを終了しないこと。
- ⑧商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。
- ⑨商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- ⑩商品券の取扱いに関して、事務局もしくは岩沼市から改善要請等があった場合、要請に従うこと。
- ⑪店舗名・所在地・業種等の公表（ホームページ、チラシ等に掲載）について同意すること。
- ⑫今後、岩沼市において各種連絡・情報提供などを行う場合、本事業で申し込んだ事業所基本情報を取り扱うことについて同意すること。

下記の□にチェックを入れて下さい

上記の内容を確認しました。

いわぬま地元応援割増商品券販売事業事務局

TEL 022 - 200 - 6861 (平日9:00~17:00)

FAX 022 - 266 - 3849